

広島県離島振興計画（案）の策定について

1 要旨

令和4年11月18日に「離島振興法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、引き続き、産業基盤や生活環境等に係る地域格差の是正等、離島振興に取り組むため次期計画を策定する。

2 現状・背景

(1) 対象地域

離島振興法に指定された県内7つの指定地域、13の有人離島（関係7市町）

- 面積 65.17 k㎡ ～ 県全体の0.8%
- 人口 9,398人（令和2年国勢調査）～ 県全体の0.3%

指定地域	関係市町（有人離島）	人口増減等（国勢調査）		
		H27	R2	増減（率）
走島群島	福山市（走島）	410	343	▲67（▲16.3）
備後群島	尾道市（百島）	477	380	▲97（▲20.3）
芸備群島	尾道市（細島）、三原市（佐木島、小佐木島）	734	617	▲117（▲15.9）
上大崎群島	大崎上島町（大崎上島、生野島、長島）	7,960	7,125	▲835（▲14.9）
下大崎群島	呉市（三角島、斎島）	49	28	▲21（▲42.9）
安芸群島	呉市（情島）、大竹市（阿多田島）	258	211	▲47（▲18.2）
似島	広島市（似島）	790	694	▲96（▲12.2）
計		10,678	9,398	▲1,280（▲11.9）

※ 全国離島地域全体の人口33万9,280人、増減（率）▲39,471人（▲9.8%）〈H27比較〉

(2) 急速な人口減少、少子高齢化（H22、H27国勢調査との比較）

過疎地域を超える人口減少・少子高齢化の進行

区分	人口増減率		年少人口割合（%）			高齢者人口割合（%）		
	H27/H22	R2/H27	H22	H27	R2	H22	H27	R2
離島地域	▲8.7	▲11.9	7.5	6.7	7.2	45.7	49.2	49.7
過疎地域	▲7.4	▲8.2	10.7	10.3	9.6	35.7	39.3	42.3
県全体	▲0.6	▲1.6	13.7	13.4	12.8	23.9	27.5	29.6

(3) 新たな潮流

デジタル社会の到来、ウィズ/アフターコロナ時代の新しい価値観への適切な対応

3 計画（案）の概要

(1) 計画期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間

(2) 策定にあたっての考え方

本県の離島振興の基本的な方針や施策体系、地域指定（群島）別の振興施策等を示すもので、県や関係市町、離島に住む人々や様々な団体などが互いにパートナーとして、今後、県民全体で取り組む離島振興の指針を策定する。

(3) 計画に掲げる取組の方向

ア 基本的な事項

令和3年1月に策定した「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」の施策の方向性を基本に、改正離島振興法により追加された新たな施策等を加えたものとし、関係市町に対する県の支援方策の考え方等を記載。

イ 計画に記載する新たな項目

(ア) 計画の基本目標

a 目指すべき姿 ～ 第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画の目指すべき姿

「瀬戸内」の里山・里海に象徴される人と自然が作り出す地域ならではの資産が守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる持続可能な地域

b 基本目標

中山間地域振興計画における「関係人口の活用・拡大」や「観光」に関連した指標として、次の施策指標を離島振興計画の基本目標として設定。

《離島振興計画の基本目標》

区 分	基準値（R3）	目標値（R14）
「ひろしま里山・チーム500」の登録人数（離島地域分）	29人	60人以上
年間観光客数（入込）	114千人	163千人以上

※ 「ひろしま里山・チーム500」とは、広島県の中山間地域に関わりを持ちながら様々な活動を実践している人たちがつながり、地域づくり活動の輪を広げていくための人材プラットフォーム。

(イ) 取組の基本姿勢 ～ 関係する分野施策の共通的な視点

- 地域の基盤や特性を強みとして生かす
- 価値に共鳴する人を増やし、支え合いを安心につなげる
- デジタルの力を取り込む

(ウ) 計画の達成状況の評価（適切な進行管理等）

- 広島県中山間地域振興計画の実施状況に沿って、毎年度検証。
- 知事と関係市町の長で構成する「広島県中山間地域振興協議会」を活用し、適宜必要な情報の共有化や関係施策等の協議等を実施。
- 知事を本部長に、副知事、関係局長等で構成する「広島県中山間地域振興推進本部」等により、県関係施策の振興方策等に協議等を実施。

(エ) 関係市町への支援

関係市町相互間の広域的な連携の確保や、必要な情報の提供・支援等の実施

(オ) 産業振興促進事項

離島地域の税制優遇措置（法人税等の割増償却や、地方税の課税免除等）の適用対象（地域・事業種等）を規定（← 現行の市町離島産業振興促進計画から移行）

ウ 計画の基本的な構成

現行計画を基本に、今回の法改正によって新たに追加される「計画の基本目標等」や「産業振興促進事項」を新たな章として設定。

次期計画の構成（案）	主な内容
I 策定にあたって	計画の目的、対象地域、計画期間、計画の位置づけ
II 離島地域の現状等	離島の人口等（現況、人口推移等）、 <u>住民意識</u> 、 <u>新たな潮流</u>
III <u>計画の基本的な方向性・目標</u> （新設）	基本的な方向性、計画の基本目標 計画の達成状況の評価・関係市町への支援
IV 分野別施策の振興方針	≪施策の総論部分≫ ※ <u>別紙1のとおり</u>
V 指定地域別離島振興計画	指定地域・関係市町の計画（施策の各論） ※ 関係市町で作成した計画内容等のとりまとめ
VI <u>産業振興促進事項</u> （新設）	指定地域・関係市町の産業振興促進事項 ・産業の振興を促進する区域、振興すべき業種など

(4) 根拠法令

離島振興法第4条第1項

別紙 1 分野別施策の振興方針の概要

離島振興法第4条第2項の施策項目を基本に、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画の関係施策を踏まえ、国の基本方針に即して設定。

《分野別施策項目の構成》

国の基本方針項目	離島振興計画 分野別施策項目	施策の細目・取組方向等	第Ⅱ期広島県中山間地域 振興計画の位置づけ等
1 交通・通信	1 交通施設及び通信施設 の整備	<p>(1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備による広域的な連携や交流の促進 ・島内道路等の整備 ・港湾・漁港の適切な維持管理 ・離島航路・島内公共交通機関の維持・確保 <p>(2) 通信施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた情報通信基盤等の充実等 ・デジタル技術の利活用 	<p>生活環境づくり</p> <p>(2) 居住環境</p>
2 産業振興	2 産業の振興及び 就業の促進	<p>(1) 産業の構造</p> <p>(2) 水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外展開を見据えたかき生産出荷体制の構築 ・瀬戸内の地魚の安定供給体制の構築 ・漁業生産基盤の整備 <p>(3) 農林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続的な農業の確立や販売力の強化に向けた取組の推進 ・地域の特色である柑橘類の産地の再生 ・需要に応える野菜の生産体制の確立 ・森林の公益的機能の維持発揮 <p>(4) その他の産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水産業と連携した6次産業化を含む農山漁村発イノベーションなど新たな産業の創出 ・サテライトオフィス等の誘致等 ・新たなワークスタイルの確立 	<p>仕事づくり</p> <p>(1) 農林水産業</p> <p>(2) 事業展開・創業支援</p>
3 就業促進			

国の基本方針項目	離島振興計画 分野別施策項目	施策の細目・取組方向等	第Ⅱ期広島県中山間地域 振興計画の位置づけ等
4 生活環境整備	3 生活環境の整備	<p>(1) 水道・汚水処理・廃棄物処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の計画的な整備・更新の推進 ・地域特性に応じた排水処理施設の整備 ・廃棄物のさらなる3R・再資源化の推進 <p>(2) 住環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の適正管理や有効活用の促進 ・ユニバーサルデザイン社会の実現 ・デジタル技術を活用した暮らしの向上 	<p>生活環境づくり</p> <p>(2) 居住環境</p> <p>(4) 環境保全</p>
5 医療	4 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等医療従事者の確保 ・医療連携体制の維持・強化 ・デジタル技術を活用した診療支援 ・感染症発生時等における医療提供体制の整備 	<p>生活環境づくり</p> <p>(1) 医療・介護</p>
6 介護サービス等 7 高齢者福祉等	5 介護及び福祉サービス等の充実	<p>(1) 高齢者の保健・福祉等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの質的向上の推進 ・地域の実情に対応した高齢者支援の推進 ・高齢者のニーズに対応した介護サービスの提供等 ・認知症高齢者に対する適切な医療や介護サービスの提供等 ・福祉・介護サービスに対応する総合的な人材確保 <p>(2) 障害者（児）の保健・医療・福祉等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者等のニーズに応じた適切な相談支援体制の整備 ・地域の実情に応じたサービス事業者の確保 ・障害者ニーズへの的確な対応に向けた医療・福祉機関の連携 ・複合的な生活課題等に対する分野を問わない包括的な支援体制の構築 	<p>生活環境づくり</p> <p>(1) 医療・介護</p>

国の基本方針項目	離島振興計画 分野別施策項目	施策の細目・取組方向等	第Ⅱ期広島県中山間地域 振興計画の位置づけ等
8 教育	6 教育及び文化の振興	<p>(1) 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島の教育条件等の整備 ・ 地域に開かれた学校づくりの推進 ・ 学校教育施設等の長寿命化や有効活用の推進 ・ 学習機会の充実等による生涯学習の振興 <p>(2) 多様な文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化財の保存・継承の仕組みづくり ・ 地域文化の振興や新たな文化活動の創造の推進 ・ 地域文化の振興等に係る施設の整備 	<p>人づくり</p> <p>(3) 教育</p> <p>(1) 協働・連携・交流</p>
9 観光	7 観光振興及び交流の 促進	<p>(1) 観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「瀬戸内ブランド」の確立 ・ 豊かな地域資源等を活用した交流の促進 ・ ストーリー性のある滞在交流型観光プロダクトの充実 ・ 県内外に対する離島の魅力の情報発信 	<p>仕事づくり</p> <p>(3) 観光</p>
10 交流促進		<p>(2) 移住・定住・地域間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京圏等からの移住等の促進 ・ 地域特性を強みとして生かした受入態勢の強化 	<p>人づくり</p> <p>(2) 移住</p>
11 自然環境	8 自然環境の保全及び 再生可能エネルギー の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場、干潟、自然海岸などの自然環境や生物・生息環境の保全 ・ 海洋プラスチックごみの流出防止等の推進 ・ 地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進 	<p>生活環境づくり</p> <p>(4) 環境保全</p>
12 エネルギー			

国の基本方針項目	離島振興計画 分野別施策項目	施策の細目・取組方向等	第Ⅱ期広島県中山間地域 振興計画の位置づけ等
13 防災対策	9 国土保全施設の整備 その他防災対策	<p>(1) 国土保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防・治山事業及び海岸保全施設整備の計画的な推進 ・ 里山林整備の推進 ・ 自然環境との調和等による海岸整備の推進 <p>(2) 消防防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災力の強化に向けた体制整備の推進 ・ 防災施設の整備や災害時の連絡・避難体制等の確保 	生活環境づくり (5) 危機管理
14 人材の確保・育成	10 人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における《つながり力》の強化 ・ 地域の将来を担うリーダーの育成 ・ 地域を内外から支える人材の広域的なネットワークづくり ・ 持続可能な地域運営の仕組みづくり 	人づくり (1) 協働・連携・交流